

令和6年度(2024年度) 第4期 八王子市社会福祉審議会 次第

令和6年(2024年)4月26日(金)

午後1時30分～2時30分

八王子市役所 議会棟4階 全員協議会室

1. 開 会

2. 発 令

3. 市長挨拶

4. 市職員紹介

5. 議 題

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 諮問

(3) 本審議会の運営について

(4) 専門分科会への指名

6. 閉 会

【配付資料】

- ・ 八王子市社会福祉審議会条例
- ・ 八王子市社会福祉審議会条例施行規則
- ・ 八王子市社会福祉審議会 組織図
- ・ 座席表

- ・ 第4期八王子市地域福祉計画【概要版】
- ・ 八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画【概要版】
- ・ 八王子市障害計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画【概要版】

○八王子市社会福祉審議会条例

平成26年9月24日

条例第30号

改正 令和5年2月22日条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 審議会の会長は、委員の互選により定める。

- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。
- 5 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第3項の規定により臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉専門分科会
 - (2) 民生委員審査専門分科会
 - (3) 高齢者福祉専門分科会
 - (4) 障害者福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
 - 3 専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
 - 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
 - 5 専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 第4条第3項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。
 - 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 障害程度審査部会 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 自立支援医療機関審査部会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項
- (3) 指定医審査部会 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師

の指定に関する事項

- 2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。
この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。
- 7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止)
- 2 八王子市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年八王子市条例第33号）は、廃止する。
(八王子市介護保険条例の一部改正)
- 3 八王子市介護保険条例（平成12年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） 第5章 削除 第6章～第8章（略） 第5章 削除 第17条・第18条 削除	目次 第1章～第4章（略） 第5章 運営協議会（第17条・第18条） 第6章～第8章（略） 第5章 運営協議会（運営協議会） 第17条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として八王子市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる重要事項について審議し、答申する。 （1）介護保険事業の適正かつ公平な運営に関すること。 （2）保険給付に関すること。 （3）介護保険を補完する給付に関すること。 3 協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。 （組織） 第18条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。 2 協議会の委員は、被保険者、高齢者団体の代表者、福祉関係者、保健医療関係者、介護サービスを提供する事業者、介護保険料額を負担する事業主及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。 3 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営については、市規則で定める。

附 則（令和5年2月22日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する

○八王子市社会福祉審議会条例施行規則

平成27年1月20日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市社会福祉審議会条例（平成26年八王子市条例第30号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）、専門分科会及び部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会等の委員の定数)

第2条 審議会の委員（臨時委員を除く。）の定数は、60人以内とする。

2 専門分科会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉専門分科会 10人以内
- (2) 民生委員審査専門分科会 10人以内
- (3) 高齢者福祉専門分科会 15人以内
- (4) 障害者福祉専門分科会 5人以内
- (5) 児童福祉専門分科会 20人以内

(守秘義務)

第3条 審議会、専門分科会及び部会（以下「審議会等」という。）の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の公開等)

第4条 審議会等の会議は公開とする。ただし、審議会等が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(会議の通知)

第5条 審議会等の会長は、審議会等の会議を招集しようとするときは、会議の開催日時及び場所並びに会議に付議する案件を、あらかじめ委員及び当該案件に係る臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 審議会等の委員は、自己又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その決議に参加することができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

2 次の各号に掲げる専門分科会の庶務は、それぞれ当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉政策課
 - (2) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉政策課
 - (3) 高齢者福祉専門分科会 福祉部高齢者いきいき課
 - (4) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害者福祉課
 - (5) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子どものしあわせ課
- (諮問事項の答申)

第8条 条例第2条の諮問事項については、審議会の会長は、文書をもって答申しなければならない。

(公印)

第9条 審議会の公印の名称、書体、ひな型等は、別表のとおりとし、福祉部福祉政策課長がこれを管守する。

(準用)

第10条 前条に定めるもののほか、文書の処理、編さん及び保存並びに公印の取扱い及び保管については、八王子市の関係規定を準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会等の運営について必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

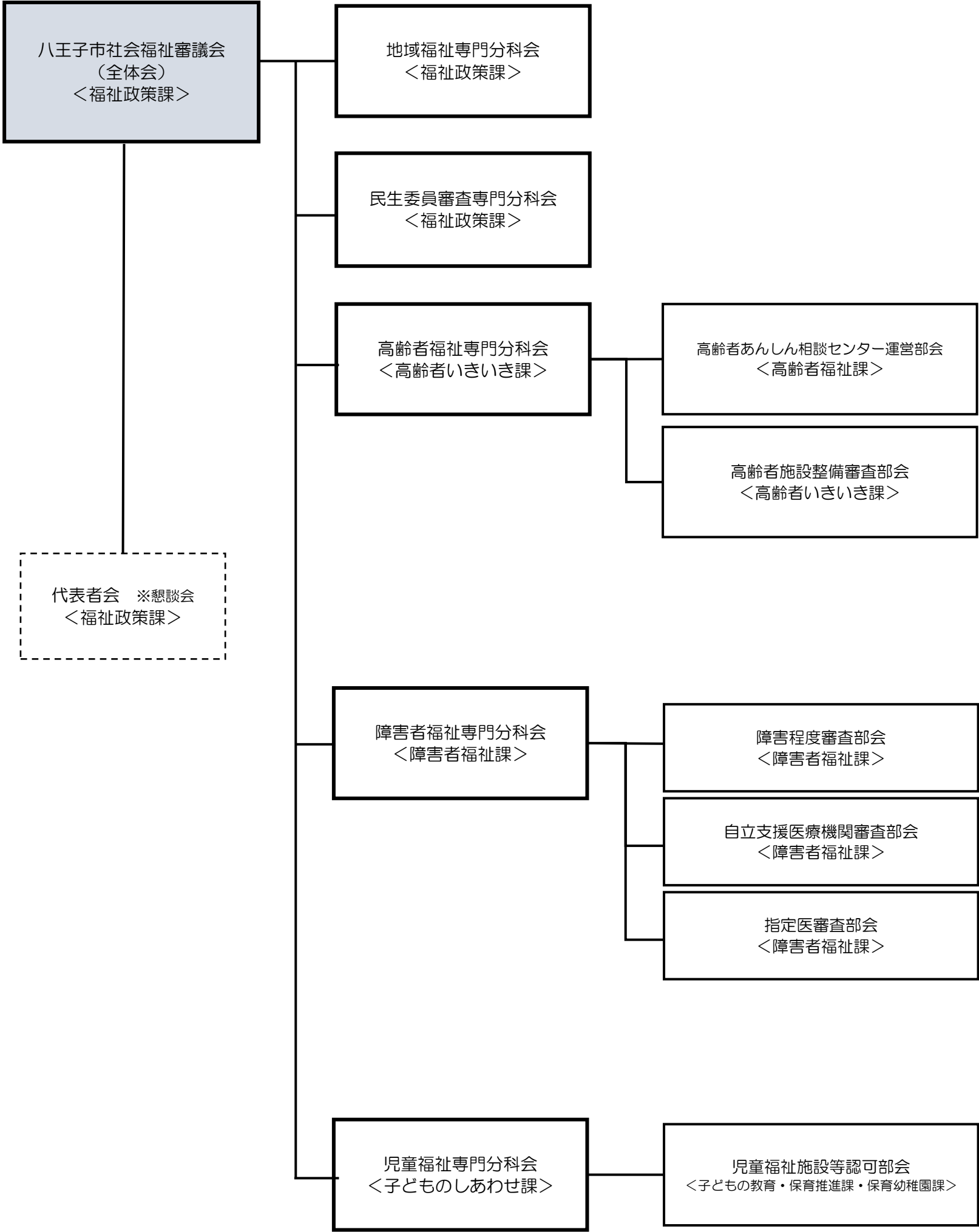
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

名称	書体	寸法	使用区分	ひな型
八王子市社会福祉 審議会長	てん書	方24ミリメートル	一般公文書用	八王子市 社会福祉 審議会長

八王子市社会福祉審議会 組織図

令和6年度(2024年度)



※八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針に基づき、分科会の情報共有の場として設ける。

第４期八王子市社会福祉審議会委員名簿 専門分科会指名案

No.		専門分科会	氏 名	ふりがな	内 訳	所 属 団 体	担当所管
1	1	地域福祉専門分科会	室田 信一	むろた しんいち	学識経験者	公立大学法人 東京都立大学	福祉部福祉政策課
2	2		黒岩 亮子	くろいわ りょうこ	学識経験者	学校法人 日本女子大学	
3	3		豊田 聡	とよだ さとる	団体等推薦	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	
4	4		島崎 誠	しまざき まこと	団体等推薦	八王子市民生委員児童委員協議会	
5	5		石井 修一	いしい しゅういち	団体推薦	八王子市町会自治会連合会	
6	6		齋藤 健	さいとう たけし	団体等推薦	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会	
7	7		山下 晋矢	やました しんや	団体等推薦	一般社団法人 八王子市医師会	
8	8		上村 晃一	かみむら こういち	公募市民	市民委員	
9	9		下島 宏文	しもじま ひろふみ	公募市民	市民委員	
10	10		丸山 颯姫	まるやま さつき	公募市民	市民委員	
11	1	民生委員審査専門分科会	赤澤 将	あかざわ まさる	団体等推薦	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	福祉部福祉政策課
12	2		山本 英雄	やまもと ひでお	団体等推薦	八王子市民生委員児童委員協議会	
13	3		前田 善一郎	まえだ ぜんいちろう	団体等推薦	八王子地区保護司会	
14	4		安間 英潮	やすま ひでしお	市職員・行政委員会	八王子市教育委員会	
15	5		鈴木 玲央	すずき れお	市議会議員	八王子市議会	
16	6		望月 翔平	もちづき しょうへい	市議会議員	八王子市議会	
17	1	高齢者福祉専門分科会	杉原 陽子	すぎはら ようこ	学識経験者	公立大学法人 東京都立大学	福祉部高齢者いきいき課
18	2		井出 勲	いで いさお	団体等推薦	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	
19	3		澤井 菊男	さわい きくお	団体等推薦	八王子市民生委員児童委員協議会	
20	4		尾嵯 敏夫	おざき としお	町会・商工会議所	八王子市町会自治会連合会	
21	5		千種 康民	ちぐさ やすたみ	団体等推薦	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会	
22	6		田中 裕之	たなか ひろゆき	団体等推薦	一般社団法人 八王子市医師会	
23	7		大川 富美	おおかわ ふみ	団体等推薦	八王子施設長会	
24	8		荒井 雄司	あらい ゆうじ	団体等推薦	一般社団法人 八王子介護支援専門員連絡協議会	
25	9		添石 遼平	そえいし りょうへい	団体等推薦	一般社団法人 八王子薬剤師会	
26	10		鈴木 長一	すずき ちょういち	団体等推薦	八王子市シニアクラブ連合会	
27	11		下田 直啓	しもだ なおひろ	町会・商工会議所	八王子商工会議所	
28	12		塚本 恵里香	つかもと えりか	団体等推薦	特定非営利活動法人 八王子介護保険サービス事業者連絡協議会	
29	13		五藤 篤	ごとう あつし	団体等推薦	公益社団法人 東京都八南歯科医師会	
30	14		礪部 剛久	いそべ たかひさ	公募市民	市民委員	
31	15		川津 明弘	かわつ あきひろ	公募市民	市民委員	
32	1	障害者福祉専門分科会	引馬 知子	ひくま ともこ	学識経験者	学校法人 調布学園 田園調布学園大学	福祉部障害者福祉課
33	2		木下 雅道	きのした まさみち	団体等推薦	一般社団法人 八王子市医師会	
34	3		塚田 芳昭	つかだ よしあき	団体等推薦	八王子市障害者地域自立支援協議会	
35	1	児童福祉専門分科会	藤枝 充子	ふじえだ みつこ	学識経験者	学校法人 明星学苑 明星大学	子ども家庭部子どものしあわせ課
36	2		師岡 章	もろおか あきら	学識経験者	学校法人 白梅学園大学	
37	3		内藤 トシ枝	ないとう としえ	団体等推薦	八王子市民生委員児童委員協議会	
38	4		前原 教久	まえはら のりひさ	町会・商工会議所	八王子市町会自治会連合会	
39	5		高倉 裕香	たかくら ゆうか	団体等推薦	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会	
40	6		町田 利恵	まちだ としえ	町会・商工会議所	八王子商工会議所	
41	7		和田 直也	わだ なおや	団体等推薦	八王子市立小学校PTA連合会	
42	8		櫻井 励造	さくらい れいぞう	団体等推薦	八王子市立中学校PTA連合会	
43	9		森田 亮	もりた りょう	団体等推薦	連合南多摩地区協議会	
44	10		石井 淳	いしい あつし	団体等推薦	一般社団法人八王子市私立保育協会	
45	11		串田 和士	くしだ かずし	団体等推薦	八王子市私立幼稚園協会	
46	12		荒井 雄一	あらい ゆういち	市職員・行政委員会	八王子市立清水小学校	
47	13		井上 竜太	いのうえ りゅうた	市職員・行政委員会	八王子市立館小中学校	
48	14		早乙女 進一	そうとめ しんいち	団体等推薦	東京都立八王子拓真高等学校	
49	15		小楠 安輝子	おぐす あきこ	公募市民	市民委員	
50	16		千葉 唯慧	ちば ゆいけい	公募市民	市民委員	
51	17		川越 優紀	かわごえ ゆうき	公募市民	市民委員	

分科会	会場
地域福祉専門分科会	議会棟 第三・第四委員会室
民生員審査専門分科会	議会棟 第五委員会室
高齢者福祉専門分科会	議会棟 全員協議会室
児童福祉専門分科会	事務棟 802会議室

※障害者福祉専門分科会は後日開催。

